

<3 水害は防げる>

3-2 鬼怒川水害における司法の問題

3-2-2 日本国憲法の精神を理解せず、国民の訴えを聞く耳が無い裁判官

いいですか！増水し堤防から越水し、堤防が決壊するのは目の前に有る現実の堤防からですよ。豪雨で川の水位が上昇し、決壊の危険性が発生するのも、土嚢を積むのも現実の堤防にですよ。洪水が発生し、家族が亡くなる、家が壊れる。これらはすべて目の前の現実の世界で起きてます。映画で堤防決壊し大洪水になっても映像の世界。現実の世界では被害は絶対に発生しません。

皆さん。どこか間違ってますか？中学生くらいになればだれでも分かりますよね。空想や前提の世界と、現実の世界は違う。それをどれだけ訴えても、裁判官は聞く耳無しでした。

裁判とは誰のために有るのでしょう。強者は力づくで抑え込むから裁判など要らない。では弱者は？

憲法は国民の権利と自由を守るために、国がしてはいけないこと、国がやるべきことを定めた決まり、最高法規ですよ。ただ一人の声であっても、真摯に訴える正義の言葉には耳を傾けるべきですよ。まして多くの国民(一審原告)の訴えならなおさら聞くべきですよ。法の番人である裁判官に向かって法律の知識もない一般国民が、なぜここまで訴えなければならないのでしょうか。

そもそも国家賠償請求訴訟の裁判って何なんでしょう。国から国民が被害を受けた、損害を受けたと真剣に訴えていることからスタート(訴状は代理人が作成しますが)しています。例え原告の訴えは法律論的には、整った内容で無くとも、法廷で直接国民が訴えた主張を真摯に聞くのは裁判の原点だと思います。

東京高裁の第一回口頭弁論が2024年9月9日に開催され、多くの傍聴人の前で一審原告を代表し、【水害は現実の世界で起きている】【架空(ある前提)の世界の安全性と現実の世界の安全性は異なる】【改修を後回しした国交省の言い訳『下流優先』は、改修の実績をみれば違ってる。現実を見て欲しい】【一審判決の内容の間違いを指摘し、再度検討してください】【改修計画(堤防改修の順番)は、現状の堤防の低い所(流下能力の低いところ)から改修すること】と訴えた事が完全に無視されました。

一審原告が、単なる訴えでなく、証拠「甲72号証」として東京高裁に提出し、法廷で国民が直接訴え
証拠書類「甲72号証」[1fc53687082ce99ee3411621b1655553.pdf](https://www.court.go.jp/1fc53687082ce99ee3411621b1655553.pdf)

た内容を完全に無視された判決文には、日本国憲法の精神を理解していない裁判官と私は思いました。又は最初から結論ありき。判決内容を決めていて、聞く耳を持たなかったとも私は思っていました。

皆さん、行政の間違いを行政といくら話しても状況が改善されないの、最後の手段として司法に訴え行政の間違いを正して欲しいと願った裁判が結果はこれ(国に責任は無い)です。諦められません。

刑事裁判には『陪審員制度』がありますが、民事裁判にはありません。しかし、国家賠償請求訴訟にこそ、陪審員制度を導入し【国民が訴えた国家賠償請求訴訟は国民が裁く】にすれば、行政を忖度するような判決は少なくなると思いますが、皆さんはいかがお考えでしょうか？

みなさん、司法の問題に声を上げてください。情報を拡散してください。